

平成29年7月10日
武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会

武蔵野市第3期健康福祉総合計画・ 地域福祉計画策定委員会 資料

【 目 次 】

武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会名簿……………	1
武蔵野市健康福祉総合計画 各策定委員会委員名簿……………	2
武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会等設置要綱……	3
武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会の公開・運営に関する確認（案）……	6
武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会傍聴要領（案）…	7
武蔵野市第3期健康福祉総合計画・個別計画策定スケジュール……………	8
武蔵野市第3期健康福祉総合計画・個別計画策定イメージ……………	9
武蔵野市地域福祉計画について ……………	10

武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会 名簿

	委員氏名	職	選任区分
1	市川 一宏	ルーテル学院大学学事顧問・大学院研究科長	学識経験者
2	岩本 操	障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会委員長	関連計画委員
3	狩野 信夫	元東京都福祉保健局高齢社会対策部長	学識経験者
4	北島 勉	第4期健康推進計画・食育推進計画策定委員会委員長	関連計画委員
5	酒井 陽子	ボランティアセンター武蔵野運営委員長	福祉関係者
6	栖雲 勲子	武蔵野市赤十字奉仕団委員長	福祉関係者
7	田原 順雄	武蔵野市医師会会長	保健医療関係者
8	堀口 裕恒	地域福祉活動推進協議会 代表者連絡会会長	福祉関係者
9	村雲 祐一	公募委員	公募による者
10	矢島 和美	武蔵野市民生児童委員協議会代表会長	福祉関係者
11	山井 理恵	高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会副委員長	関連計画委員
12	渡邊 大輔	成蹊大学文学部准教授	学識経験者

(五十音順)

武蔵野市健康福祉総合計画 各策定委員会委員名簿

第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会		高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会		障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会		第4期健康推進計画・食育推進計画策定委員会	
1	市川 一宏 北一学院大学学事顧問・大学院研究科長	学識	荒井 義勝 東京都水道整備推進部武蔵野地区	荒武 慎一 特定非営利活動法人ゆうあいセンター理事	福祉	大田 静香 武蔵野市助産師会会長	保医
2	岩本 操 障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会委員長	学識	大脇 秀一 特別養護老人ホーム武蔵野館施設長	◎岩本 操 武蔵野大学人間科学部教授	学識	○川南 公代 武蔵野大学看護学部准教授	学識
3	狩野 信夫 元東京都福祉局高齢社会対策部長	学識	川鍋 和代 武蔵野市民生児童委員協議会第三地区会長	植村 由紀彦 社会福祉法人武蔵野地域生活支援センター一びと施設長	福祉	菅野 淳子 武蔵野市薬剤師会副会長	保医
4	北島 勉 第4期健康推進計画・食育推進計画策定委員会委員長	学識	黄田 卓 はじめケアセンター所長	内田 ひとみ 武蔵野市地域自立支援協議会障害当事者部会員	福祉	◎北島 勉 杏林大学総合政策学部教授	学識
5	酒井 陽子 ボランティアセンター武蔵野運営委員長	福祉	栗原 文子 公募委員(第2号被保険者)	久保田 聡 明日の風法律事務所弁護士	福祉	北原 浩平 武蔵野市給食・食育振興財団事務局長	食育
6	栢雲 勲子 武蔵野市赤十字奉仕団委員長	福祉	清水 道雄 武蔵野市歯科医師会副会長	佐藤 清佳 武蔵野市民生児童委員協議会第二地区会長	福祉	辰野 隆 武蔵野市歯科医師会	保医
7	田原 順雄 武蔵野市医師会会長	保医	鈴木 省悟 武蔵野市医師会副会長	柴田 修子 公募委員	公募	長谷川ひとみ 武蔵野市医師会副会長	保医
8	堀口 裕恒 地域福祉活動推進協議会代表者連絡会会長	福祉	竹添 睦子 あんずケアプランセンター武蔵野所長	○高澤 勝美 社会福祉法人武蔵野統括施設施設長	福祉	原 純也 武蔵野赤十字病院医務課課長	保医
9	村雲 祐一 公募委員	公募	別所 遊子 公募委員(第1号被保険者)	田村 晃一 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会会長	福祉	日高津多子 東京都多摩府中保健所地域保健推進担当課長	保医
10	矢島 和美 武蔵野市民生児童委員協議会代表	福祉	◎森本 佳樹 立教大学名誉教授	照沼 潤二 社会福祉法人武蔵野千川福祉会ワーキングイン関前施設長	福祉	藤澤 節子 公募委員	公募
11	山井 理恵 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会副委員長	学識	○山井 理恵 明星大学人文学部教授	福田 映子 武蔵野市地域自立支援協議会障害当事者部会員	福祉	守矢 利雄 武蔵野健康づくり事業団事務局長	健康
12	渡邊 大輔 成蹊大学文学部准教授	学識		三浦 明雄 社会福祉法人おおぞら会あすはKids管理者	福祉		
13				森 新太郎 特定非営利活動法人ミニユース支援センターMEW施設長	福祉		
14				山科 美絵 東京都多摩府中保健所保健対策課統括施設長代理	保医		

(五十音順、敬称略、◎委員長、○副委員長)

武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会等
設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における豊かな地域福祉の実現を目指し、市が策定する次の各号に掲げる計画について意見を聴取するとともに、助言を求めるため、当該各号に定める策定委員会（以下「各委員会」という。）を設置する。

- (1) 武蔵野市第3期健康福祉総合計画（次号から第5号までに掲げる計画（以下「個別計画」という。）からなる市の健康及び福祉分野に関する総合的な計画をいう。以下「健康福祉総合計画」という。） 武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により定める武蔵野市地域福祉計画 前号に定める策定委員会
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会
- (4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画・障害児福祉計画 武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会
- (5) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める武蔵野市健康推進計画・食育推進計画 武蔵野市健康推進計画・食育推進計画策定委員会

(所管事項)

第2条 各委員会は、それぞれ次に掲げる事項について調査及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 各委員会に係る前条各号に掲げる計画（以下「各計画」という。）の策定に必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項に規定する所管事項のほか、武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会は、健康福祉総合計画の策定にあたり、個別計画の一体性及び統一性を確保するため、各委員会を調整する。

(構成)

第3条 各委員会は、それぞれ次に掲げる委員で組織し、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、保健医療、健康増進、食育振興等に係る関係者

(3) 公募による者

(委員長等)

第4条 各委員会にそれぞれ委員長1人及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、当該策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 各委員会の会議は、必要に応じてそれぞれの委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(幹事会)

第8条 健康福祉総合計画の策定にあたり、庁内の推進体制として、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事会に、座長及び副座長各1人を置く。

4 座長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副座長は健康福祉部地域支援課長の職にある者をもって充てる。

- 5 幹事会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。
- 6 前各項に定めるもののほか、健康福祉総合計画の策定における庁内の推進体制について必要な事項は、市長が別に定める。

(ワーキングスタッフ)

第9条 各委員会は、各計画の策定に関する調査及び研究を行うため、必要があると認めるときは、ワーキングスタッフを設置することができる。

(庶務)

第10条 各委員会の庶務は、次の各号に掲げる委員会の区分に応じ、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 第1条第1号及び第2号に定める策定委員会 健康福祉部地域支援課
- (2) 第1条第3号に定める策定委員会 健康福祉部高齢者支援課
- (3) 第1条第4号に定める策定委員会 健康福祉部障害者福祉課
- (4) 第1条第5号に定める策定委員会 健康福祉部健康課

2 各委員会全体の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、各委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第8条関係）

健康福祉部長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部地域支援課副参事
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
健康福祉部障害者福祉課長
健康福祉部健康課長
公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター事務局長
社会福祉法人武蔵野事務局長
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長
公益財団法人武蔵野健康づくり事業団事務局長

武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会の公開・
運営に関する確認（案）

1 会議の公開

- (1) 武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）が行う会議は原則として公開で行う。
- (2) 会議の傍聴要領は別に定める。
- (3) 審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第6条ただし書の規定に該当する場合で、委員会が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議録の作成

- (1) 委員会の会議録は、議事の概要を記した要点筆記とし、発言者の表記は「委員長」「副委員長」「委員」「事務局」等とし、個人の氏名は掲載しない。
- (2) 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 会議録の公開

- (1) 委員会の会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議録の公開は、市政資料コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載により行う。
- (3) 委員会が必要と認めるときは、会議録を非公開とすることができる。

武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会傍聴要領
(案)

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成29年4月1日施行）の規定に基づき設置した第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開原則)

第2条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴の受付は先着順とし、定員は20名を超えないこととし、会場の広さ等により委員会に支障のない範囲内とする。

(傍聴の手続き)

第4条 委員会を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴しなければならない。なお、会議の進行を行う者から、特に求められた場合を除いて、発言はできない。

(撮影及び録音)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や、録音等を行ってはならない。ただし、委員会において特に認められた者は、この限りではない。

(意見の提出)

第7条 傍聴人は、委員会の終了後、所定の様式により意見を提出することができる。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会議の進行を行う者はこれを制止し、その命令に従わないときは、委員会に諮ってこれを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成29年7月10日から施行する。

武蔵野市第3期健康福祉総合計画・個別計画 策定スケジュール

H29年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
健康福祉総合計画・ 地域福祉計画 策定委員会			地域福祉団体等ピアリング (民協、奉仕団、保護司、地域社協、 テンミリアンハウス、いきいきサロ ン、レモンキヤブ) 6/23,28,30	第1回 7/10	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	意見交換会 ハブ交流	第7回 答申
高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 策定委員会			在宅介護・地域包括支援セン ターピアリング 5/16,18,6/2	第1回 5/12 (金)	第2回 6/14 (水)	第3回 7/13 (水)	第4回 8/24 (木)	第5回 中間まとめ	意見交換会 ハブ交流	第6回 答申	
障害者計画・ 第5期障害福祉計画 策定委員会			障害者団体ピアリング 5/15-19	第1回 5/18	第2回 6/22	第3回 7/24	第4回	第4回 中間まとめ	意見交換会 ハブ交流	第5回 答申	
健康推進計画・ 食育推進計画 策定委員会				第1回 5/29	第2回 7/3	第3回 9/1	第4回	第4回 中間まとめ	意見交換会 ハブ交流	第5回 答申	

拡大委員会(または合同策定委員会を設け)

平成29年度実施

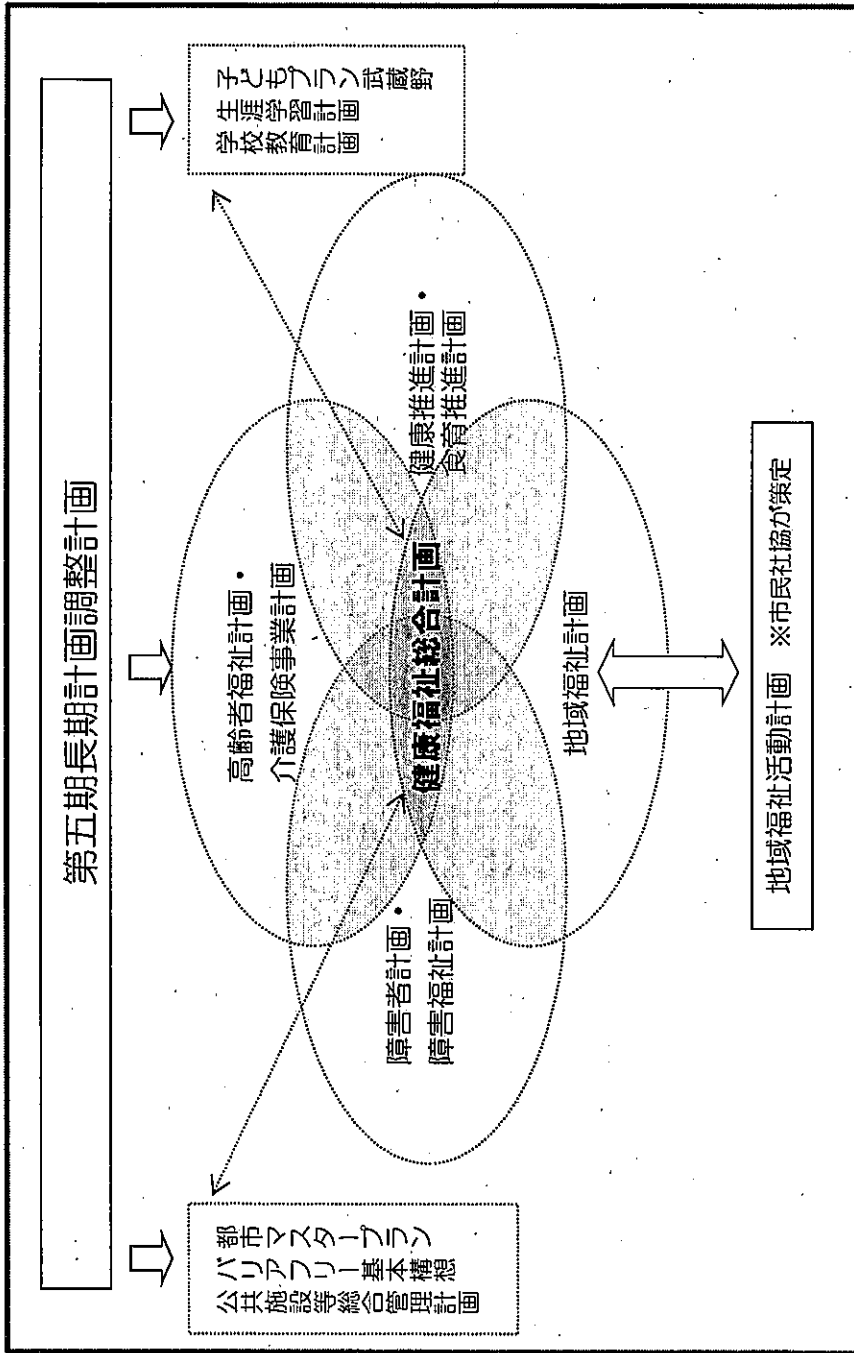
◆ 地域高齢者実態調査
(4月～6月民生委員訪問
調査・5～8月末回答者訪
問調査)

平成28年度実施

◆ 地域福祉に関するアンケート調査
◆ 高齢者の介護予防・日常生活アンケート
◆ 要介護高齢者・家族等介護者実態調査
◆ ケアマネジャーアンケート
◆ 障害者福祉についての実態調査
◆ 市民の健康づくりに関するアンケート調査
◆ 介護職員・看護職員等実態調査

(参考)健康福祉総合計画・地域 リハビリテーション推進会議 (参考)地域包括ケア 推進協議会										第1回	第2回
											第2回

武蔵野市第3期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



武蔵野市地域福祉計画について

	計画期間	計画期間前後の事業及び実施された施策
第1期地域福祉計画	1992(平成4)年～2001(平成13)年【10年】	<ul style="list-style-type: none"> ・新ゴールドプラン(1994～1999) ・地域社協の順次発足(1995年～) ・テンミリオオハス川路さんち開設(1999年) ・介護保険制度開始(2000年) ・高齢者福祉総合条例施行(2000年) ・レモンキヤブ事業実施(2000年本格実施)
第2期地域福祉計画	2002(平成14)年～2005(平成17)年【4年】	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア活カアツプ推進事業実施(2002年) ・いきいき生活推進事業実施(2002年)
第3期地域福祉計画 ※第1期福祉総合計画	2006(平成18)年～2011(平成23)年【6年】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者避難支援事業(2008年本格実施)
第4期地域福祉計画 ※第2期健康福祉総合計画	2012(平成24)年～2017(平成29)年【6年】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法(2013年施行) ・生活困窮者自立支援事業開始(2015年) ・総合事業開始～認定ヘルパー制度、在宅医療・介護連携推進事業(2015年) ・障害者差別解消法(2016年全体施行) ・シニア支え合いポイント制度施行実施(2016年)
第5期地域福祉計画 ※第3期健康福祉総合計画	2018(平成30)年～2023(平成35)年【6年】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度改正